

提出内容

受付番号	201501060000323719
提出日時	2015年01月06日11時30分

案件番号	620114024
案件名	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等について
所管府省・部局名等	経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課 再生可能エネルギー推進室
意見・情報受付開始日	2014年12月19日
意見・情報受付締切日	2015年01月09日

郵便番号	142-0062
住所	東京都品川区小山2-17-4
氏名	株式会社エコロジア 林 彰一
連絡先電話番号	--
連絡先メールアドレス	shayashi@ecolosia.jp

提出意見	<p>「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」に対する意見[No.4]</p> <p>・該当箇所 施行期日について</p> <p>・意見内容 本案件に関し、貴省は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等について」のパブリックコメント受付を12月19日より開始し、受付締切日を2015年1月9日、公布施行を平成27年1月中旬、一部は平成27年2月1日としています。 また、「意見提出30日未済の場合その理由」として、「再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電設備の接続申込に対し、複数の一般電気事業者で回答保留が生じている状況を踏まえ、迅速に対応する必要があるため」としています。</p> <p>このような短期間では国民から寄せられた貴重なパブリックコメントが集計され顧みられることは実質的に不可能だと思われ、パブリックコメントにて重大な指摘や考慮すべき意見が多数あったとしても原案どおり施行されることとなるスケジュールは極めて問題です。</p> <p>スケジュール上も改正案修正の余地を残し、パブリックコメントを集計し、関係委員会で丁寧に審議し、検討経緯と結果を情報公開することを強く求めます。</p> <p>・理由 e-Govホームページ上の「パブリックコメント制度(意見公募手続制度)について」の「目的及び根拠」では、「パブリックコメントは、国の行政機関が政令や省令等を定めようとする際に、事前に、広く一般から意見を募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てることを目的としています。」と説明されています。行政手続法 第四十二条では、「命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定める場合には、意見提出期間内に当該命令等制定機関に対し提出された当該命令等の案についての意見を十分に考慮しなければならない。」と規定されています。 法治国家において、こうした法令の準拠に従うよう求めることは当然のことです。</p> <p>回答保留問題の早期解決を図る必要はあるといえども、本施行規則改正案は、エネルギー基本計画と再エネ特措法の根幹にかかわる極めて重大な案件です。 年末年始の国民生活の慌ただしい時期を利用して原子力を最大優先しようとする電力会社の計画を追認、既成事実化する目論見と勘ぐられないよう十分な注意が求められます。</p>
------	---